三浦市海水浴場ルール

（令和３年度）

令和３年６月

三浦地区海水浴場対策協議会

目　次

ページ

第１章　　総則　（第１条～第２条）　……　２

第２章　　海の家　（第３条～第20条）　……　２

第３章　　海水浴場利用者　（第21条～第27条）　……　６

第４章　　ルールの遵守　（第28条～第31条）　……　７

第５章　　雑則　（第32条）　……　８

第１章　総則

（目的）

第１条　三浦市海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、三浦海岸海水浴場、荒井浜海水浴場及び和田海水浴場（以下「海水浴場」という。）のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場とすることを目的とする。

なお、令和３年度に限り、昨年度に引き続き本年度も海水浴場開設を見合わせた海岸（大浦海岸及び横堀海岸、以下、「特定海岸」という。）についても同様とする。

（周知）

第２条　協議会は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

また、外国人来場者に対しても、ルールの周知・啓発を図っていく。

第２章　海の家

（営業時間）

第３条　海の家の営業時間は、午前８時００分から午後５時００分までとする。

２　海の家は、営業終了３０分前には、店舗利用客に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了時には、全ての店舗利用客を帰し、速やかに閉店する。

３　営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめる。

（クラブ化形態の営業）

第４条　クラブ化の形態による営業は行わない。

（クラブ化の定義）

第５条　クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

⑴　ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）

⑵　地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態

ア　人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずること

を容認するようなイベントの開催

イ　海の家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

（クラブ化禁止の対策）

第６条　海の家のフロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやＤＪブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。

２　海水浴場の開設者（以下「開設者」という。）は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各事業者から海の家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。

３　クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

（イベントの定義）

第７条　イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

２　音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に附帯して行われるものを含む。

３　国又は地方公共団体及び一般社団法人三浦市観光協会が海水浴場において行うイベントは、このルールにおけるイベントには含まない。

（イベントの実施）

第８条　イベントは、海の家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家の事業者が責任をもって管理する。

２　海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

３　イベントを実施する予定のある海の家は、イベント内容を周辺住民に周知するよう努めるとともに、周辺住民の生活環境に支障が生じないよう、騒音や風紀上の対策を徹底する。

（音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導等）

第９条　開設者は、音楽イベントを実施する予定のある海の家の事業者から、騒音等の対策が記載された「音楽イベント実施計画書」及び「海の家の店内配置図」（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめた上で、「県の「音楽イベントを予定している海の家に対する事前指導実施要綱」（以下「要綱」という。）で規定する期日」までに、「県土整備局河川下水道部砂防海岸課（以下「砂防海岸課」という。）」に提出する。

２　開設者は、１件ごとの音楽イベントの実施内容（実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項）についても、前項の計画書と同様に、「要綱で規定する期日」までに提出する。

３　前２項で定める提出が、やむを得ず「要綱で定める日」後となる場合には、遅くとも音楽イベントの実施予定日の２週間前までに、「県（砂防海岸課）」にその実施内容を提出する。

　ただし、２週間前までに、実施内容が確定しない場合には、「県（砂防海岸課）」にその旨を連絡し、必要な指示を受ける。

４　開設者は、音楽イベント等の実施計画がルール等に適合しないと認められる場合は、事業者に是正を求める。

５　開設者は、音楽イベント等を実施しない場合には、「音楽イベント等未実施届出書」を要綱で定める日までに、「県（砂防海岸課）」に提出する。

（騒音対策）

第10条　海の家の事業者は、海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。

２　開設者は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないよう、音量チェック等の対応を徹底する。

３　海の家において、協議会が承認したスピーカー・アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

（反社会的勢力の排除の徹底）

第11条　開設者、海の家の事業者及び現地営業責任者は、海の家の運営にあたり、暴力団などの反社会的な勢力（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

２　開設者は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海の家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

（風紀上の対策）

第12条　海の家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

２　海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。

３　海の家は、飲酒に伴うトラブルを防止するため、泥酔客への酒類の提供は行わない。

４　強引な客引きは行わない。

（ゴミの処理及び清掃等）

第13条　開設者及び海の家の事業者は、海の家の営業に伴い発生するゴミについて、回収・分別を徹底するとともに、回収後は散乱しないように、速やかに防鳥ネットで覆う等、管

理を徹底する。また、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

２　開設者は、台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、ゴミ収集業者に連絡し、処理を行う。

３　開設者及び海の家の事業者は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、海水浴場の美化に努める。

４　開設者及び海の家の事業者は、利用者にゴミの持ち帰り（海の家で回収するものを除く。）について呼びかけを行う。

５　開設者及び海の家の事業者は、使い捨てプラスチック製品の使用削減に努める。

（適切な排水等の処理）

第14条　海の家は、排水を浸透枡で処理する場合には、公衆衛生の確保のため、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とし、砂浜に直接排水しない。

２　廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

（災害・荒天時の対応）

第15条　海の家は、地震等の災害発生に備え「三浦市津波ハザードマップ」及び「市民用避難マニュアル・災害に備えて」等を備え置き、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「避難経路マップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。

２　避難場所や避難誘導の手順等について、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図る。

（苦情対応等）

第16条　海の家は、海の家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には丁寧に対応する。

２　海の家の事業者は、現地営業責任者との連絡体制及び開設者への報告手続等の整備を図る。

３　開設者は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容をとりまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

（占用許可区域以外の土地利用）

第17条　海の家は、海の家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、自動販売機、看板、ロープその他工作物を海の家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。

２　海の家（その従業員及び関係者を含む。）は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車両乗入れは行わない。

（原状回復の徹底）

第18条　海の家は、占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

特に釘については、地中に残置がないか確認を徹底する。

また、建築に伴う砂浜の整地等を行った場合には、原状回復等を行う。原状回復等を行うにあたっては、許可権者からの指示に従うものとする。

なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

（海の家の建築・撤去時の注意）

第19条　海の家は、海の家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

２　海の家の建設・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。

（関係法令等の遵守）

第20条　海の家は、占用許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例、「まちをきれいに」みんなで守る条例（平成１５年３月２４日三浦市条例第２号）など関係法令の遵守を徹底する。

第３章　海水浴場利用者

（飲酒の制限）

第21条　海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないよう節度を保たなければならない。

２　海水浴場利用者は、飲酒後、水浴し、又は遊泳してはならない。

３　協議会は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

（刺青・タトゥーの露出制限）

第22条　海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えなければならない。

２　協議会は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。また、外国人への周知については、文化の違いなどを踏まえ、トラブルが発生しないよう努める。

（粗暴な言動の禁止）

第23条　海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴

場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

（音響機器等の使用制限）
第24条　海水浴場利用者は、海水浴場内において音響機器等を使用して音又は音声を流す場合、その音量について、周辺環境に十分配慮をし、他の利用者に迷惑をかけることがないようにしなくてはならない。

（焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限）
第25条　海水浴場利用者は、別図の場所で、海の家の事業者の管理を受けずに、焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。

（ゴミ等の放置の禁止）
第26条　海水浴場利用者は、使用した物品やゴミの放置をせず、持ち帰りに努める。

（安全対策上の制限）
第27条　海水浴場利用者は、午前８時００分から午後５時００分までの遊泳時間を守らなければならない。
２　海水浴場利用者は、海水浴場内において、他の利用者に危険を及ぼす行為をしてはならない。
３　前項の行為があったと認められた場合、開設者等、または開設者から委託を受けた監視員及びライフセーバーの指示に従わなければならない。

第４章　ルールの遵守

（パトロールの実施等）
第28条　協議会は、ルール遵守の状況等を確認するためのパトロール実施計画を策定し、パトロールを実施する。
２　協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

（ルール遵守の依頼）
第29条　協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、開設者を通じて、当該海の家の事業者に対して是正指導を行う。
２　海水浴場利用者等のルール違反が確認された場合には、当該利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を求める。

（新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール）
第30条　海水浴場における、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、開設者、海の家の関係者及び海水浴場利用者が一体となって、別冊１「令和３年度　三浦市海水浴場における、新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール」を遵守し、感染防止対

策に取り組む。

（特定海岸利用のルール）

第31条　特定海岸における、新型コロナウイルス感染症の感染、水難事故及び迷惑行為等を防止するため、協議会は海岸管理者と協力し、別冊２「令和３年度　三浦市特定海岸利用のルール」を特定海岸利用者に対して、ルールの趣旨、目的を説明の上、協力を求める。

第５章　雑則

（その他）

第32条　このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会会長の判断で、協議会を召集し、必要な改正等を行う。

附　則

このルールは、令和３年６月24日から施行する。

別　図　1

三浦海岸海水浴場

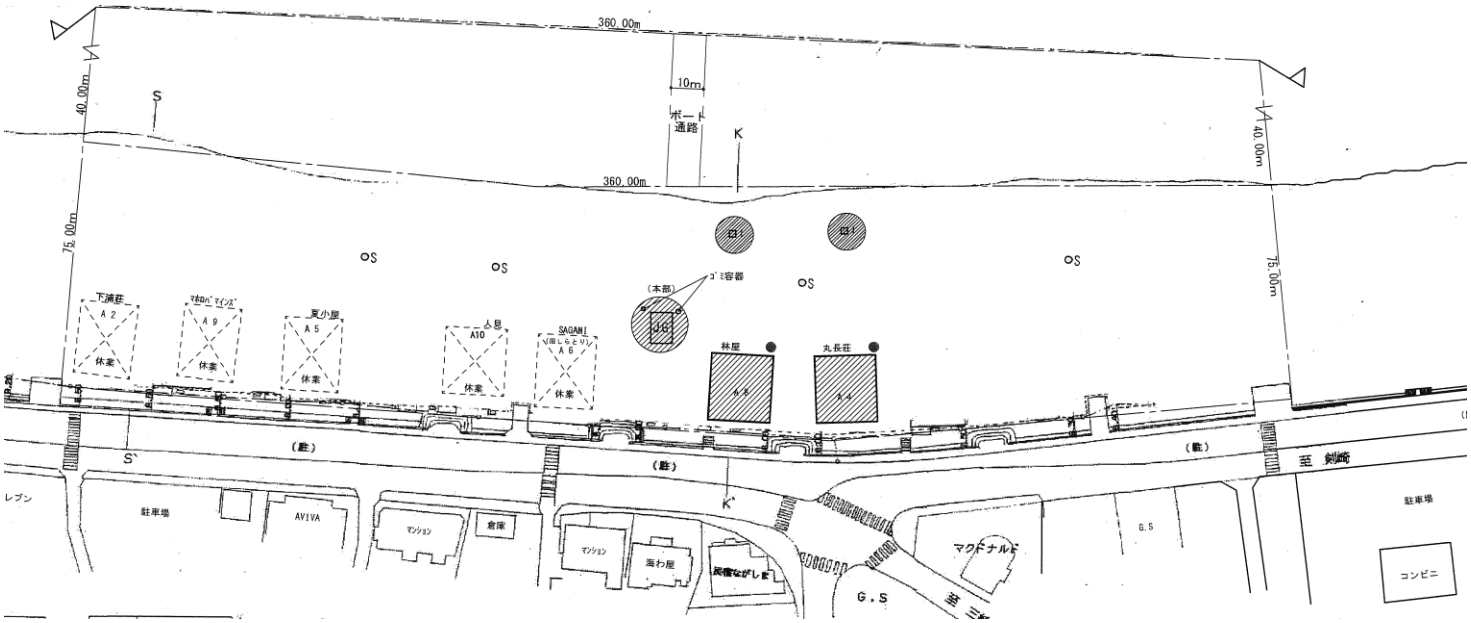

別　図　２

荒井浜海水浴場

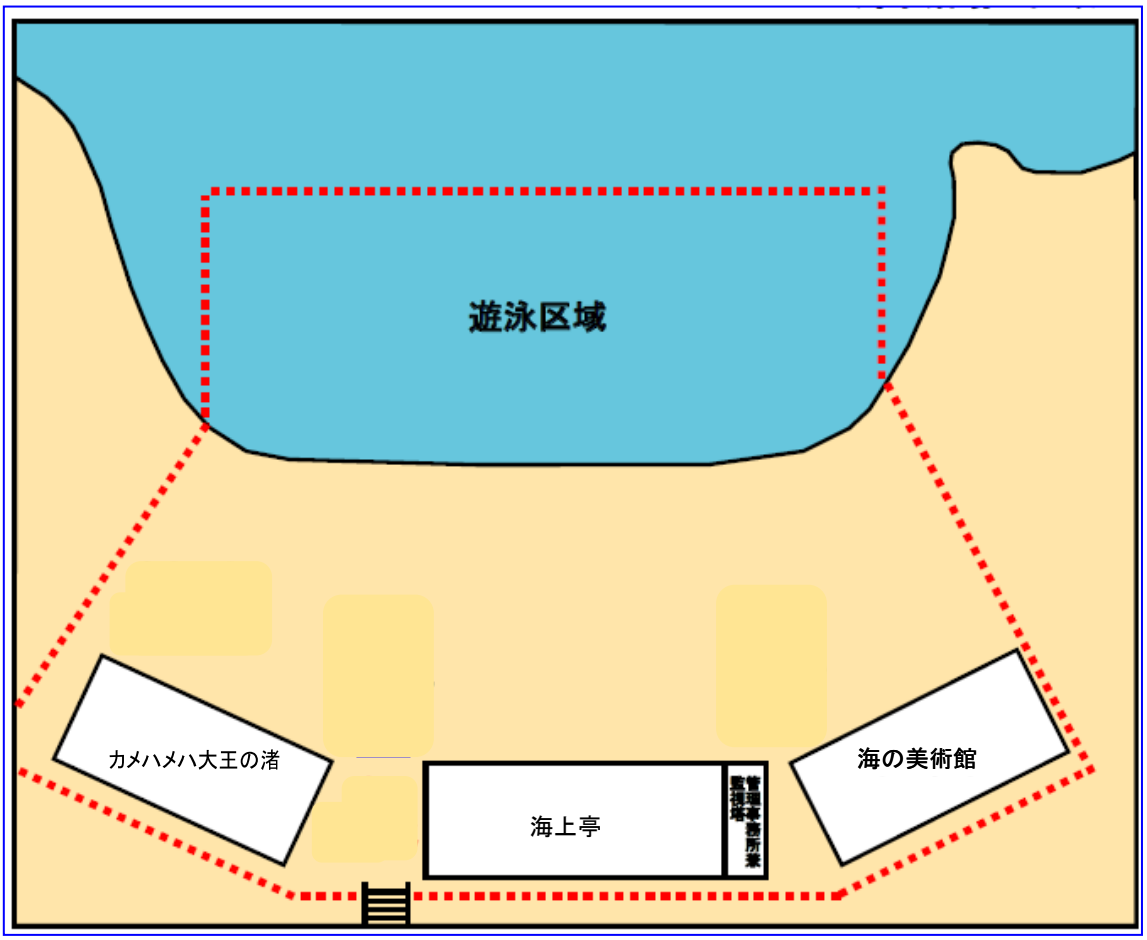

別　図　3

和田海水浴場

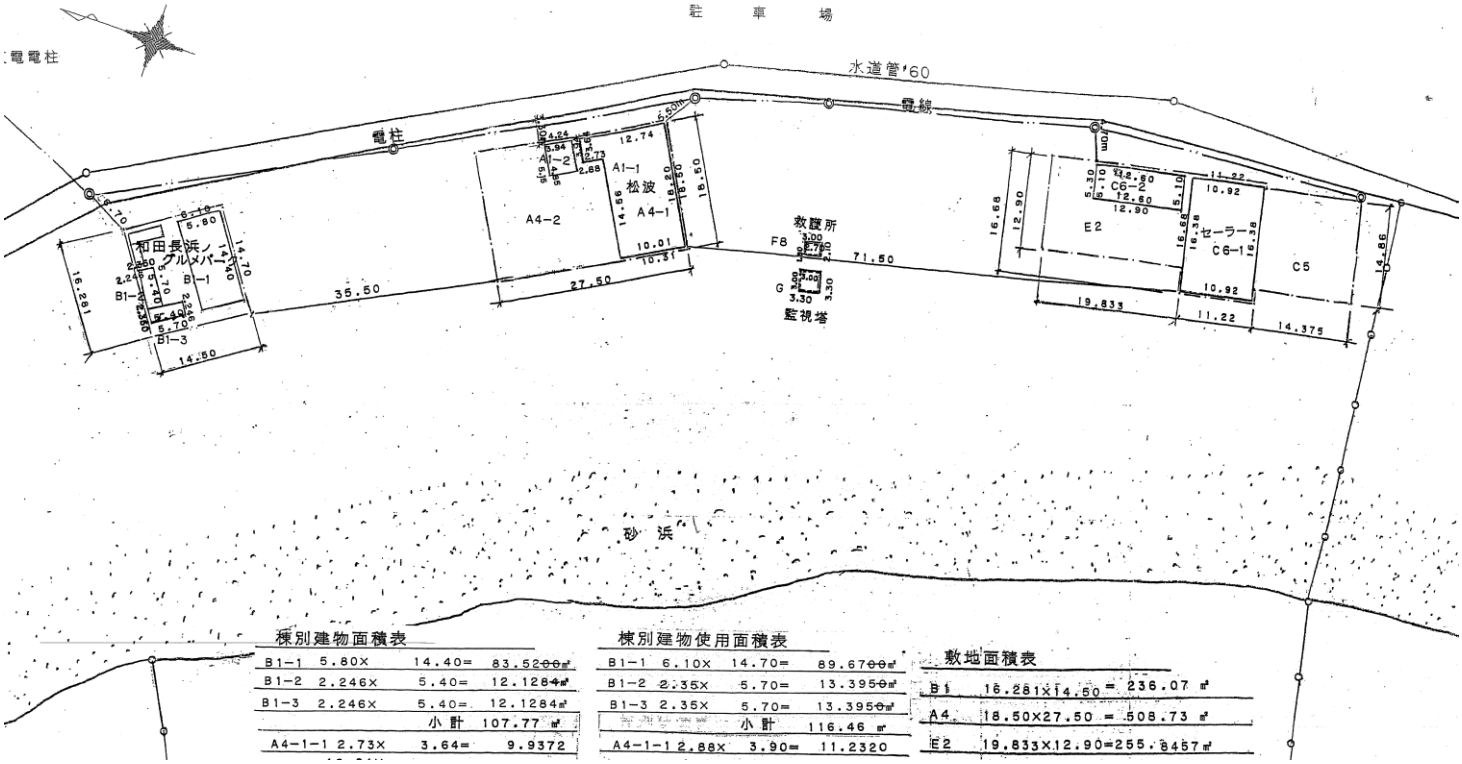

棟別建物面積表

B1-1	5.80×	14.40=	83.52~~00~~㎡
B1-2	2.246×	5.40=	12.1284㎡
B1-3	2.246×	5.40=	12.1284㎡
		小計	107.77 ㎡
A4-1-1	2.73×	3.64=	9.9372

棟別建物使用面積表

B1-1	6.10×	14.70=	89.67~~00~~㎡
B1-2	2.35×	5.70=	13.395~~0~~㎡
B1-3	2.35×	5.70=	13.395~~0~~㎡
		小計	116.46 ㎡
A4-1-1	2.88×	3.90=	11.2320

敷地面積表

B1	16.281×14.50 = 236.07 ㎡
A4	18.50×27.50 = 508.73 ㎡
E2	19.833×12.90=255.8457㎡

別　冊　１

令和３年度　三浦市海水浴場における、

新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール

１　令和３年度における海水浴場開設に当たっての基本的な考え方

海水浴場が開設されると、海浜や海の家に多くの人が集まりますが、新型コロナウイルス感染症は、人が集まった場所で「接触」・「飛沫」により感染することが分かっています。

海水浴場を開設しながらも、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するためには、海水浴場来場者と海水浴場開設者が地域の関係者とともに協力し、できる感染防止対策を一つでも多く行うことが大切です。

このルールは、海水浴場に適した感染防止対策をするために、海水浴場開設者と海の家の営業者、地域の関係者の皆様と連携し、話し合いを重ね、取りまとめました。

２　海水浴場等における感染防止対策について

（１）海水浴場における感染防止対策【海水浴場設置者が行うべき事項】

ア　場内放送により海水浴場の来場者へ、１時間に１回程度、身体的距離（できるだけ２ｍ、最低１ｍ）の確保をするよう呼びかけます。

イ　海水浴場において実施している感染防止対策を海水浴場利用者が見える場所やホームページに掲載して、安心して利用してもらえるようにします。

ウ　監視人（ライフセーバー等）や救護人について、毎日健康チェックを実施し、発熱や風邪の症状がみられる場合は、従事させないこととします。

エ　接触確認アプリ等（ＣＯＣＯＡや神奈川県LINEコロナお知らせシステム）の活用を推進します。

（２）海の家等における感染防止対策【営業者が行うべき事項】

ア　飲食店

（ア）　「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、営業施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示します。

（イ）　LINE公式アカウント「神奈川県新型コロナ対策事業者サポート」の機能である「感染症対策動画」を活用し、感染防止のための具体的な方法を、従業員に周知します。

（ウ）　身体的距離を確保して客席を配置、利用設備・機材を設置します。

（エ）　従業員及び来客等のマスク等着用を徹底します。

（オ）　Ｍ・Ａ・Ｓ・Ｋを徹底し、黙食・個食・マスク飲食の実施を呼びかけます。

※Ｍ：適切なマスク着用

Ａ：アルコール等で消毒

Ｓ：アクリル板等でしゃへい

Ｋ：距離と換気

（カ）　レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取るよう呼びかけます。
（キ）　従業員及び来客等の手洗い・手指消毒を徹底します。
（ク）　消毒液を適切に設置します。
（ケ）　従業員の体調管理を行い、来客等の入店時体調チェックを行います。

イ　更衣休憩所
（ア）　「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、営業施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示します。
（イ）　更衣室・シャワー室での密集を避けるために、必要な声かけ等を行います。
（ウ）　従業員及び来客等のマスク等着用を徹底します。
（エ）　従業員及び来客等の手洗い・手指消毒を徹底します。
（オ）　消毒液を適切に設置します。
（カ）　従業員の体調管理を行い、来客等の入店時体調チェックを行います。

ウ　レンタル店・物販店
（ア）　「神奈川県感染防止対策取組書」を活用し、営業施設が取り組んでいる感染防止対策の内容を表示します。
（イ）　うきわ、ゴーグル、パラソル等の貸出し前後には、消毒を実施します。
（ウ）　消毒液を適切に設置します。
（エ）　従業員のマスク等着用、手洗い・手指消毒を徹底します。
（オ）　従業員の体調管理を行います。

（３）海水浴場の利用者の感染防止対策
ア　海水浴場へ行く時、帰る時の行動
（ア）　海水浴場へ行く前に体温測定、健康チェックしましょう。
（イ）　往復時にはマスクを着用し、こまめに水分補給を行いましょう。

イ　海水浴場の中での行動
（ア）　身体的距離（できるだけ２m、最低１m）を確保しましょう。
（イ）　咳エチケットを徹底しましょう。
（ウ）海水浴場で決められた感染防止のルールを守りましょう。

ウ　海の家での行動
（ア）　レジに並ぶときは、前後に十分なスペースを取りましょう。
（イ）　入口では手指消毒を行い、食事前やトイレ後には手洗いをしましょう。
（ウ）　黙食・個食・マスク飲食に努めましょう。
（エ）　「神奈川県感染防止対策取組書・LINE コロナお知らせシステム」に登録しているお店を選び、QRコードを読み取り、システムを活用しましょう。

※　体調不良者、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者の方は来場を控えてください。

※　接触確認アプリ等を積極的に活用しましょう。

別 冊 2

特定海岸利用のルール

１　安全対策

（１）水難事故の防止

ア　海水浴場ではないことを再認識し、遊泳は控える。

海水浴場の安全システム（海上の区域分け、救護所、監視所の設置、天候の悪化等の情報発信など）は用意されていない。

保護者は子どもから目を離さない。

イ　体調管理

飲酒、疲労、睡眠不足の状態では絶対海に入らない。水泳技術を過信した行為はしない。低体温症に注意し無理をしない。熱中症予防のため体調管理と水分補給を心掛ける。

ウ　気象情報の入手等

気象庁等のホームページや民間情報サイトを活用し、気象情報を入手する。また、離岸流や強風の際のリスクを認識する。

エ　危険な水中生物の存在

クラゲなどの危険な海洋生物の存在をリスクとして認識する。

オ　地震や津波の備え

情報収集を行い、事前に避難経路を確認しておく。

カ　岩場及び岩礁地帯の存在

岩場及び岩礁地帯での遊泳は、手足等の怪我や、浮き輪等の破損及び高波が発生する等、水難事故の危険性があるため、岩場及び岩礁地帯の存在を認識する。

（２）ビーチスポーツ・マリンスポーツとの接触事故の防止

ア　特定海岸へのボート、ウインドサーフィン、サーフィン、スタンドアップパドルボード、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、バナナボート等の乗り入れ及び砂浜への持ち込みを控える。

イ　プラスティック等の硬い部品が付いていないボディーボードの使用であっても、足ひれとの併用は控える。

ウ　砂浜における危険行為（砂浜への車両等の乗り入れ、人が密集する箇所での球技やドローンの使用等）は控える。※ただし、事前の許可を県から受けたものはこの限りではない。

エ　保護者は子供から目を離さない。

２　環境美化対策

（１）迷惑行為の防止

ア　飲酒

飲酒を控える。

イ　砂浜での火器の利用等

砂浜でのバーベキュー・たき火・花火は控える。火器の利用等は控える。

ウ　入れ墨・タトゥーの露出

他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出を控える。

エ　粗暴な言動

粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の利用者の海岸利用の妨げになる行為をしない。

オ　他者へ迷惑となる喫煙

歩きたばこは控える。吸い殻のポイ捨てはしない。

カ　危険な道具類の持ち込み

釣り竿、もり、水中銃などの器具を携行し、または使用しない。

キ　物品等の販売

海岸でのお酒・飲料水、物品等許可の無い販売は行わない。

（２）ゴミ及び騒音等による環境悪化の防止

ア　ゴミの持ち帰り徹底

利用者は、自らの出したゴミを持ち帰り、砂浜や近隣のごみ収集場所等に放置しない（ごみの不法投棄は法律により厳しく罰せられる）。

イ　犬等の動物の持ち込み

安全衛生と危険防止のため、リードの使用・フンの適正処理を徹底する。

ウ　拡声装置等音響機器は使用しない

スピーカー等の拡声装置等音響機器及び楽器の使用を控える。

エ　公衆トイレ等の利用の徹底

トイレを使用しない排泄行為は行わない。環境を悪化させないため公衆トイレ等を必ず利用する。

３　新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

（１）三密を防ぎ、ソーシャルディスタンスを確保する。

他者との距離を２m以上（最低１m）離す。大声でしゃべらず、他者と正面を向いて会話しない。グループ内であっても横並びで座る。

（２）咳エチケット、必要に応じたマスクの着用

咳エチケットを守り、他者との距離が保てない時など適宜マスクを着用する。